建築材料・設備機材等品質性能評価事業

建築材料及び設備機材等　評価申込案内

（新規評価、随時評価、変更評価、更新評価）

一般社団法人　公共建築協会

目　　次

建築材料・設備機材等品質性能評価事業
１．評価事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（１）評価事業の対象
（２）申請の要件
（３）対象材料
２．評価事業の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３．評価手続きの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（１）評価の申込み資料
（２）受付審査
（３）評価
（４）評価書の発行時期
（５）評価事業の問合せ窓口および申請資料の提出先
４．評価の種類と申込み方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（１）随時評価
（２）新規評価
（３）更新評価
（４）変更評価
５．申請資料の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（１）評価依頼書
（２）品質性能等に関する資料
（３）品質管理、製造管理に関する資料
（４）納入体制に関する資料
（５）アフターサービス体制に関する資料
（６）決算報告書等
（７）その他
６．評価に関わる経費について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（１）随時及び新規評価
（２）更新評価
（３）変更評価
（４）評価の中止に伴う必要経費
７．建築材料・設備機材等品質性能評価関係規定 ・・・・・・・・・・・・ 20
（１）建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領
（２）建築材料・設備機材等品質性能評価実施細則
（３）「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則第２条の３第１項第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件
（４）「「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則第２条の３第１項第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件」第５雑則（２）において、別に定めるとしている『重複申請』の取扱いについて

建築材料・設備機材等品質性能評価事業

一般社団法人公共建築協会は、平成６年から「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」を実施しております。

本評価事業は、営繕工事で適用されている「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」および「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に品質、性能等が規定されている建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）ならびに当協会が重要と認め指定する材料等に係る評価を実施しています。

本来、営繕工事においては、発注された工事ごとに、使用する材料等が標準仕様書の規定に適合していることを証明する必要がありますが、これらを個々の工事において実施する場合、品質を証明するための書類が膨大となり、発注者、工事受注者双方に多大な労力が必要です。

当協会は、営繕工事において標準的に使用される材料等を対象として、品質、性能等について、設置された評価委員会により、あらかじめ標準仕様書等に基づき策定された「評価基準」に適合するか審査を行ない、適合するものについては「評価書」を交付しています。

工事受注者が、発注者に当該「評価書」を提出し評価の内容を説明することにより、発注者が行っている確認業務および工事受注者が提出する書類が簡素化され、業務の迅速化に寄与しています。

評価事業では、平成６年から募集している材料等について、年間を通して随時評価の募集をしており、いつでも応募することができます。評価から３カ年の有効期間が終了する材料等についても必要に応じ更新評価を行っており、引き続き評価が継続します。

また、申請内容を変更または追加される場合には、その都度変更を申請することが出来るため、申請内容と事業計画の整合を図ることが可能です。

関係する皆様のご協力のもと、より充実した評価事業としていきたいと存じますので評価事業を有効に活用されるようお願い申し上げます。

一般社団法人　公共建築協会

１．評価事業の概要

（１）評価事業の対象［建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領（以下「実施要領」という。）第２条］

１）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」および「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に品質性能等が十分に規定されている建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）のうち、協会が別に指定するもの。ただし、次に掲げる材料等を除く。

（ａ）産業標準化法第３０条に基づく適合表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

（ｂ）農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律第１４条に基づく格付の表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

２）営繕工事において使用する材料等のうち、標準仕様書において、品質性能等が規定されていない材料等または十分に規定できない材料等のうち、次の(ａ)から(ｄ)のいずれかに該当するもので、重要と認め、協会が指定するもの。

（ａ）機能上重要なもの。

（ｂ）意匠に密接に関わるもの。

（ｃ）製造業者間の品質性能の差異が大きいもの。

（ｄ）その他必要と認められるもの。

３）保守管理の必要性の高いもののうち、重要と認め、協会が指定するもの。

４）国土交通省が実施した建築に係る「建設技術評価」に関するもので、協会が指定するもの。

（２）申請の要件［実施要領第４条、６条］

申請には、次の申請要件が必要です。

１）材料等の製造者または製造者を指定する販売者であること。

２）申請しようとする材料等は、当協会が募集している材料等であり、評価基準に適合したものであること。

３）材料等は、建設工事における３年以上の使用実績であること。

（３）対象材料

下記材料等の「品目区分および細目」に記載のある材料等です。

建築材料等は「10～12 ページの表－３」、電気設備機材等は「13 ページの表－４」、機械設備機材等は「14～15 ページの表－５」をご参照ください。

２．評価事業の流れ

評価は次に示すフロー図の手順に従って行います。

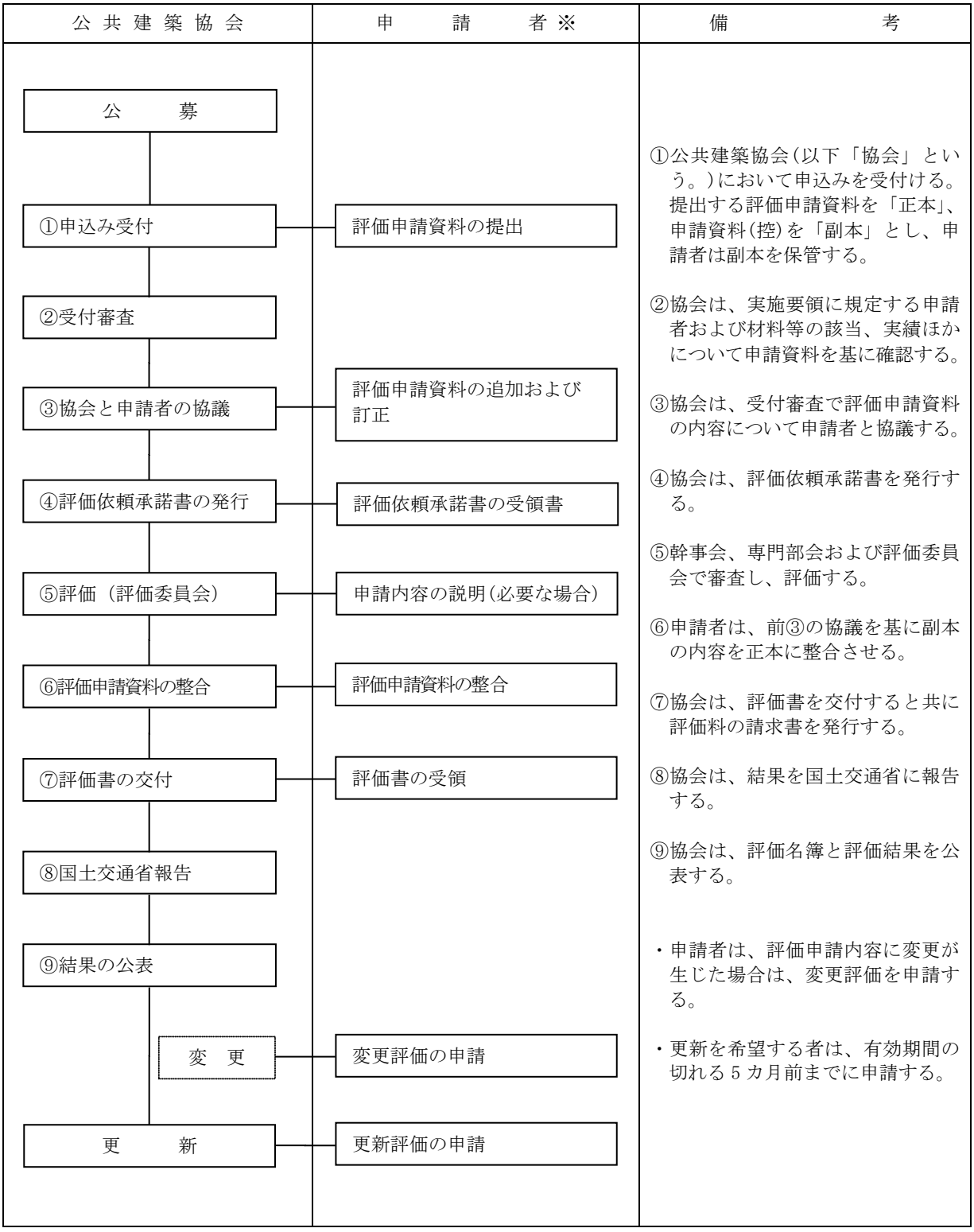

※　評価を申請する者(以下「申請者」という。)

注）1. ④～⑦の評価期間は原則として３カ月です。ただし、これによりがたい場合は、理由を説明し延期することがあります。
2. 資料の追加で、試験等が必要な場合、費用は申請者の負担になります。
3. 申請資料提出後に申請を取り下げた場合、「実施要領」の規定に基づき、審査および評価の進捗の程度により経費を精算し請求いたします。

３．評価手続きの概要

（１）評価の申込み資料［実施要領第 5 条］

以下は申請資料の構成です。詳細は、4 ページの「４．評価の種類と申込み方法等」および 6 ページの「５．申請資料の概要」をご参照してください。

１）評価依頼書
２）品質性能等に関する資料
３）品質管理、製造管理に関する資料
４）納入体制に関する資料
５）アフターサービス体制に関する資料
６）その他評価委員会が、評価を実施するに必要と認め、材料ごとに別に定める事項を記載した書類

（２）受付審査［実施要領第 6 条、7 条］

申込みを受付けた後、評価に先立ち書類を基に受付審査を行ないます。評価対象として適当と認められた場合は、評価依頼承諾書を申請者に送付いたします。

主として、次の点に着目して評価依頼の諾否を判断します。

１）申請者が、申請者の要件に該当するものであること。
２）材料等が、評価の対象に該当するものであること。
３）材料等が、建設工事における 3 年以上の使用実績があること。
４）材料等の品質等を評価するための資料が、全て提出されているものであること。

（３）評価［実施要領第 3 条、10 条、11 条、12 条］

申請資料の内容が、評価基準を満たしていることを確認しています。

評価は、幹事会、専門部会および評価委員会の 3 段階で行ないます。

（４）評価書の発行時期［実施要領第 13 条］

評価委員会において承認された場合は、評価委員会を開催した次月の１日に評価書を交付します。評価委員会の開催は年間 5 回（6 月、7 月、10 月、1 月、3 月）です。

（５）評価事業の問合せ窓口および申請資料の提出先

一般社団法人　公共建築協会

建　　築	建築材料等評価部	(hyokajigyo-a@pba.or.jp)
電気設備	電気設備機材等評価部	(hyokajigyo-e@pba.or.jp)
機械設備	機械設備機材等評価部	(hyokajigyo-m@pba.or.jp)

〒104-0033　東京都中央区新川 1-24-8　東熱新川ビル 6 階
電　　話　03-3523-0384　　FAX　03-3523-1827
休　　日 ／ 土・日・祝日
受付時間 ／ 9：15～12：00 ・ 13：00～17：00

４．評価の種類と申込み方法等

（１）随時評価［実施要領第５条］

現在、募集している材料等（建築材料等は「10～12 ページの表－３」、電気設備機材等は「13 ページの表－４」、機械設備機材等は「14～15 ページの表－５」）について、初めて申請していただく場合の評価です。他の材料等の評価書をお持ちの方も、当該材料等の申請が初めての場合は、随時評価です。（一旦失効した場合も同様です。）

有効期間は、評価書交付日から品目ごとに定められた日までです。

１）受付期間

いつでも受け付けています。

２）申込み方法

① 申請に必要な資料を、当協会のホームページからお申込みください。
（ https://www.pbaweb.jp/material/ 材料・機材評価 ）

② 申請資料の記入様式一式をメールで送付いたします。ファイル形式は Excel、Word 文書および PDF です。

③ 申請資料を整えて、お申込みください。（送付または持参）

（２）新規評価［実施要領第５条］

評価の対象となる材料等を新たに追加し、新規募集を開始した年度に申請していただく評価です。新たに募集するときには、ホームページ等で周知いたします。

１）受付期間

当該年度の８月～10 月最終営業日までです。

２）申込み方法

申込みについては、（１）随時評価をご参照ください。

（３）更新評価［実施要領第 17 条］

評価を受け、交付された評価書の有効期間は原則として３年間ですが、それ以降も継続を希望される場合に申請していただく評価です。

１）受付期間

更新評価の対象年度の８月～10 月最終営業日までです。

２）申込み方法

① 評価を受けており、有効期間が終了する材料等については、あらかじめ更新の希望を確認いたします。（5～6 月頃予定）

② 更新を希望された申請者に、申請資料の記入様式一式をメールで送付いたします。ファイル形式は Excel、Word 文書および PDF です。（8 月上旬予定）

③ 申請資料を整えて、お申込みください。（送付または持参）

（４）変更評価［実施要領第 18 条］

現在有効な評価書の発行時から、申請者や製造所の移転、製品の種類の追加・取消し、仕様の変更、名称の変更など、申請内容に変更があった場合に、その都度申請していただく評価です。

変更評価の有効期間は、評価書交付日から、変更前の評価書に記載された日までです。

１）受付期間

いつでも受け付けています。

２）申込み方法

（ａ）申請資料は、随時または更新評価で入手した記入様式等一式を使用して作成してください。

なお、記入様式等が変更になっている可能性がありますので、事務局へお問合せください。

（ｂ）変更評価の手続きについての説明資料は（ａ）の資料に含まれていますので、ご確認の上お申込みください。

５．申請資料の概要［実施要領第５条］

申請資料の概要は以下のとおりです。作成方法は記入様式等一式内の資料に記載しております。

［申請資料］

（１）評価依頼書

評価の依頼書で、材料等ごとにご提出いただきます。

（２）品質性能等に関する資料

材料等の品質性能等が、評価基準を満たしていることを確認するための資料です。必要に応じて試験成績書をご提出いただきます。

（３）品質管理、製造管理に関する資料

１）製造所概要

製造所ごとに所在地や従業員数等の概要をご記入いただきます。

２）申請品の生産実績

製造所ごとに申請品の生産実績をご記入いただきます。この資料で生産が継続的に行われていることを確認しています。

３）申請品の製造管理・品質管理・検査体制

申請品の製造における製造管理、品質管理や検査体制等をご記入いただきます。

（４）納入体制に関する資料

１）販売会社概要

代表的な販売会社の所在地等をご記入いただきます。

２）申請品の主要販売組織

地区ごとに納入体制（販売組織）をご記入いただきます。

（５）アフターサービス体制に関する資料

地区ごとにアフターサービスおよびクレーム対応等の体制をご記入いただきます。

（６）決算報告書等

１）決算報告書

申請者、製造者および販売者の直近の決算報告書または企業の継続性を確認できる資料をご提出いただきます。

２）登記事項証明書

申請者、製造者および販売者の登記事項証明書で法人登録がされているか確認しています。

（７）その他

１）工業会等の加入状況

申請者の申請品に関する工業会等の加入状況をご記入いただきます。

２）申請者または申請品のカタログ等

カタログ等で会社の概要や申請品を確認しています。

６．評価に関わる経費について

（１）随時及び新規評価

１）随時及び新規評価料

評価料は表－１によります。また、品目ごとの評価料は、建築材料等は「10～12ページの表－３」、電気設備機材等は「13 ページの表－４」、機械設備機材等は「14～15 ページの表－５」をご参照ください。

２）重複申請等の経費の取り扱い

随時募集材料等または新規募集材料等において、同一品目区分で複数の細目を同時に申請する場合、細目（〇数字）の 2 件目からは次のとおりとします。

ただし、3 件目以降は 2 件目と同じ金額です。

細目として該当するものは、建築材料および設備機材ともに、品目区分のうち、①、②等で表記されたものを示しています。また、同一品目区分で細目の随時または新規評価料が異なる場合は、申請重複細目のうち高額な細目を１件目とします。

（ａ）随時または新規評価料 49 万 5 千円(税込み)の品目は 38 万 5 千円(税込み)に減額
（ｂ）随時または新規評価料 38 万 5 千円(税込み)の品目は 26 万 4 千円(税込み)に減額
（ｃ）随時または新規評価料 26 万 4 千円(税込み)の品目は 19 万 8 千円(税込み)に減額

表－１　随時及び新規評価料　※消費税込み（円）

随時及び新規評価料	内　訳		
	申 込 料	審 査 料	登 録 料
495,000	88,000	319,000	88,000
385,000	66,000	253,000	66,000
264,000	44,000	176,000	44,000
198,000	33,000	132,000	33,000

（２）更新評価

１）更新評価料

評価料は表－２で示されている随時評価料で、品目ごとの随時評価料は、建築材料等は「10～12 ページの表－３」、電気設備機材等は「13 ページの表－４」、機械設備機材等は「14～15 ページの表－５」を準用します。

２）重複申請等の経費の取り扱い

同一品目で複数の細目を同時に申請する場合、更新評価料の算定に用いる随時評価料は、7 ページの「６．（１）２）重複申請等の経費の取り扱い」により算出した額とします。

３）更新評価を行なう年度に随時評価を取得した場合の更新評価料

更新評価料を 2 万 2 千円(税込み)とします。

表－２　更新評価料　　※消費税込み（円）

随時評価料	納入地区数	更新評価料	内　訳		
			申込料	審査料	登録料
495,000 円	５地区以上	346,500	61,600	223,300	61,600
	２～４地区	311,850	55,440	200,970	55,440
	１地区のみ	242,550	43,120	156,310	43,120
385,000 円	５地区以上	269,500	46,200	177,100	46,200
	２～４地区	242,550	41,580	159,390	41,580
	１地区のみ	188,650	32,340	123,970	32,340
264,000 円	５地区以上	184,800	30,800	123,200	30,800
	２～４地区	166,320	27,720	110,880	27,720
	１地区のみ	129,360	21,560	86,240	21,560
198,000 円	５地区以上	138,600	23,100	92,400	23,100
	２～４地区	124,740	20,790	83,160	20,790
	１地区のみ	97,020	16,170	64,680	16,170

表－２更新評価料について補足説明

（ａ）評価の更新申請は、原則として変更評価申請を伴わないものとします。ただし、実施要領第８条各項による評価基準等を改定した場合、および更新申請直前ならびに更新評価期間中に生じた変更については、この限りではありません。

（ｂ）更新評価料は、納入地区数により次の価格とします。

ａ）納入地区数が 5 地区以上の場合、随時評価料に 10 分の 7 を乗じた額とします。

ｂ）納入地区数が 2 地区から 4 地区までの場合、前記 a)の額に 10 分の 9 を乗じた額とします。

ｃ）納入地区数が１地区の場合、前記 a)の額に 10 分の 7 を乗じた額とします。

（３）変更評価

１）変更評価料

評価料は 16～18 ページの「表－６変更評価の項目等一覧」(以下「表－６」という。)の変更評価料および申請提出資料等によります。

２）変更評価料および同手数料

（ａ）変更評価料のうち随時評価料の割合で示された項目は、当該年度の随時評価料とします。

（ｂ）変更評価項目が重複する場合の変更評価料および同手数料

ａ）随時評価料の割合で示された項目のみが重複する場合は、１件目を評価料の高額な項目とし、2 件目以降は１件あたり 2 万 2 千円(税込み)とします。

ｂ）金額で示された項目のみが重複する場合は、変更評価料および同手数料は、１件目を評価料の高額な項目とし､2件目以降は１件あたり半額に減額します。

ｃ）上記ａ)、ｂ)が重複する場合は、ａ)、ｂ)で算出された額の合計とします。

（ｃ）変更評価料および手数料欄の「随時評価料の○○％」は、新規評価を対象とした変更申請の場合、「新規評価料の○○％」と読み替えて適用します。

（ｄ）変更評価料の算出に用いる随時評価料は、細目の重複申請の場合の減額は行いません。

（４）評価の中止に伴う必要経費

評価の中止に伴う必要経費については 30 ページの「評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件」および 32 ページの「別に定めるとしている『重複申請』の取扱いについて」より算出します。

表－３－(1)［建築材料等　随時及び新規評価料］　※消費税込み

品目区分及び細目 （品目区分は・印、細目は丸数字で示す）	随時評価料 ［万円］	内訳　［万円］		
		申込料	審査料	登録料
・床型枠用鋼製デッキプレート（フラットデッキ）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・鉄骨柱下無収縮モルタル	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・押出成形セメント板（ＥＣＰ）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・成形伸縮目地材	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・乾式保護材（防水立上り部）	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・セラミックタイル				
①ＡⅠ（押出し成形Ⅰ類）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②ＡⅡ（押出し成形Ⅱ類）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③ＡⅢ（押出し成形Ⅲ類）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④ＢⅠ（プレス成形Ⅰ類）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑤ＢⅡ（プレス成形Ⅱ類）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑥ＢⅢ（プレス成形Ⅲ類）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・外装タイル張り用有機系接着剤	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・既調合モルタル（タイル工事用）	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・既調合目地材	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・ルーフドレン	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・防水剤	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・吸水調整材（モルタル用）	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・アルミニウム製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地）				
①Ａ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②Ｂ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③Ｃ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・アルミニウム製建具（木下地）				
④Ｄ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑤Ｅ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・樹脂製建具(コンクリート系下地および鉄骨下地)				
①Ａ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②Ｂ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③Ｃ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・樹脂製建具(木下地)				
④Ｄ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑤Ｅ種	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・鋼製建具［標準型建具を含む］	４９．５	８．８	３１．９	８．８
・鋼製軽量建具［標準型建具を含む］	４９．５	８．８	３１．９	８．８
・ステンレス製建具	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・錠前類				
③シリンダー箱錠［シリンダー箱錠］［レバーハンドル］	２６．４	４．４	１７．６	４．４
④シリンダー本締り錠	２６．４	４．４	１７．６	４．４

表－３－(2)［建築材料等　随時及び新規評価料］　※消費税込み

品目区分及び細目 （品目区分は・印、細目は丸数字で示す）	随時評価料 ［万円］	内訳　［万円］		
		申込料	審査料	登録料
・クローザ類				
①ドアクローザ	２６．４	４．４	１７．６	４．４
②ヒンジクローザ	２６．４	４．４	１７．６	４．４
③フロアヒンジ	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・自動ドア機構				
①駆動装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②検出装置	２６．４	４．４	１７．６	４．４
③車椅子使用者用便房用駆動装置	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・自閉式上吊り引戸装置（手動開き式）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・重量シャッター	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・軽量シャッター	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・オーバーヘッドドア	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・ガラス				
①フロート板ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②型板ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③網・線入り板ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④合わせガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑤強化ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑥熱線吸収板ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑦複層ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑧倍強度ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑨熱線反射ガラス	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・ガラスブロック（中空）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・ビニル床シート				
①床シート	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②帯電防止床シート	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・ビニル床タイル				
①床タイル	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②帯電防止床タイル	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・現場発泡断熱材	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・フリーアクセスフロア				
①3,000Ｎ	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②5,000Ｎ	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・可動間仕切	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・移動間仕切（スライディングドア）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・トイレブース	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・天井点検口	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・床点検口	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・グレーチング	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・インターロッキングブロック	２６．４	４．４	１７．６	４．４

表－３－(3)［建築材料等　随時及び新規評価料］　※消費税込み

品目区分及び細目 （品目区分は・印、細目は丸数字で示す）	随時評価料 ［万円］	内訳　［万円］		
		申込料	審査料	登録料
・透水、保水性床タイル及びブロック				
①保水性床タイル及びブロック（耐凍害用）	２６．４	４．４	１７．６	４．４
②透水、保水性ブロック	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・屋上緑化システム				
①屋上緑化システム（板状成形品タイプ）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②屋上緑化軽量システム	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・トップライト	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・エポキシ樹脂 ［パテ状エポキシ樹脂］ ［可とう性エポキシ樹脂］ ［エポキシ樹脂モルタル］	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・ポリマーセメントモルタル	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・ポリマーセメントスラリー	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・無収縮グラウト材	２６．４	４．４	１７．６	４．４

［建築材料等の加算］　※消費税込み

（１）　申請製造所数による加算	申請製造所数が 10 を超えた場合は、5 工場以内ごとに 1 万 1 千円ずつを上記随時評価料に加算します。
（２）　申請シリーズ数または製品数による加算	
（イ）　セラミックタイルの各①～⑥ 床点検口	（イ）　申請シリーズ数または製品数が 15 を超えた場合は、5 以内ごとに 5 千 5 百円ずつを上記随時評価料に加算します。
（ロ）　可動間仕切および移動間仕切（スライディングドア）	（ロ）　上記イの製品数 15 を 5 に読み替えて加算します。
（ハ）　グレーチング	（ハ）　鋼製グレーチングは耐荷重別による製品数が 30 を超えた場合は、25 以内ごとに 5 千 5 百円ずつを、また、ステンレス製グレーチングはピッチ数別による製品数が 80 を超えた場合は、25 以内ごとに 5 千 5 百円ずつを上記随時評価料に加算します。

表－４－(1)［電気設備機材等　随時及び新規評価料］　※消費税込み

品目区分及び細目 （品目区分は・印、細目は丸数字で示す）	随時評価料 ［万円］	内訳　［万円］		
		申込料	審査料	登録料
・ＬＥＤ照明器具（一般屋内用に限る。）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・照明制御装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・サージ防護デバイス（ＳＰＤ）				
①低圧用ＳＰＤ及びＰＶ直流用ＳＰＤ	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・可変速運転用インバータ装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・盤　類				
①分電盤（ＯＡ盤及び実験盤を含む。）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②制御盤	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③キュービクル式配電盤	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑥高圧スイッチギヤ（ＬＳＣ１）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑦高圧スイッチギヤ（ＬＳＣ１－ＰＩ）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・高圧機器				
①高圧交流遮断器	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③高圧進相コンデンサ	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④高圧限流ヒューズ	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑤高圧負荷開閉器	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑥高圧変圧器（特定機器）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑦高圧避雷器	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・絶縁監視装置				
①高圧回路の絶縁監視装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②低圧回路の絶縁監視装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・蓄電池				
①ベント式据置鉛蓄電池	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②制御弁式据置鉛蓄電池	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・交流無停電電源装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・太陽光発電装置				
①パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・監視カメラ装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・中央監視制御装置	３８．５	６．６	２５．３	６．６

［電気設備機材等の加算］　※消費税込み

・申請製造所数による加算	申請製造所数が 10 を超えた場合は、5 工場以内ごとに 1 万 1 千円ずつを上記随時評価料に加算します。

表－５－(1)［機械設備機材等　随時及び新規評価料］　※消費税込み

品目区分及び細目 （品目区分は・印、細目は丸数字で示す）	随時評価料 ［万円］	内訳［万円］		
		申込料	審査料	登録料
・ボイラー				
①鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④鋼製ボイラー	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・温水発生機				
①真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・冷凍機				
①チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット	４９．５	８．８	３１．９	８．８
②吸収冷温水機	４９．５	８．８	３１．９	８．８
③吸収冷温水機ユニット	４９．５	８．８	３１．９	８．８
④遠心冷凍機	４９．５	８．８	３１．９	８．８
・冷却塔				
冷却塔	４９．５	８．８	３１．９	８．８
・空気調和機				
①ユニット形空気調和機	４９．５	８．８	３１．９	８．８
②ファンコイルユニット	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③コンパクト形空気調和機	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④パッケージ形空気調和機	４９．５	８．８	３１．９	８．８
⑤マルチパッケージ形空気調和機	４９．５	８．８	３１．９	８．８
⑥ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・空気清浄装置				
①エアフィルター（パネル形、折込み形）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②自動巻取形エアフィルター	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④電気集じん器（自動巻取形、パネル形）	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・全熱交換器				
①全熱交換器（回転形）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②全熱交換ユニット	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・送風機類				
①遠心送風機（多翼形送風機）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②斜流送風機	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③軸流送風機	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④消音ボックス付送風機	２６．４	４．４	１７．６	４．４
・ポンプ類				
①横形遠心ポンプ（空調用、ボイラー給水用、揚水用）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③立形遠心ポンプ（ボイラー給水用、揚水用）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・制気口及びダンパー				
①吹出口・吸込口	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②風量ユニット（定風量、変風量）	３８．５	６．６	２５．３	６．６

表－５－(2)［機械設備機材等　随時及び新規評価料］　※消費税込み

品目区分及び細目 （品目区分は・印、細目は丸数字で示す）	随時評価料 ［万円］	内訳［万円］		
		申込料	審査料	登録料
・自動制御システム				
自動制御システム	４９．５	８．８	３１．９	８．８
・衛生器具ユニット				
衛生器具ユニット	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・タンク				
①ＦＲＰ製パネルタンク	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②鋼板製パネルタンク	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
⑤ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・消火装置				
①スプリンクラー消火システム	３８．５	６．６	２５．３	６．６
②不活性ガス消火システム	３８．５	６．６	２５．３	６．６
③泡消火システム	３８．５	６．６	２５．３	６．６
④ハロゲン化物消火システム	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・厨房機器				
厨房システム	３８．５	６．６	２５．３	６．６
・鋳鉄製ふた				
マンホールふた・弁桝ふた	２６．４	４．４	１７．６	４．４

［機械設備機材等の加算］　※消費税込み

・申請製造所数による加算	申請製造所数が 10 を超えた場合は、5 工場以内ごとに 1 万 1 千円ずつを上記随時評価料に加算します。

表－６　変更評価の項目等一覧　　※消費税込み

変更申請に係る内容等				提出資料等		審査	変更評価料及び手数料
項目	変更内容	区　分	変更内容説明等	資料項目	試験		
１）変更評価により評価書（変更）の交付を要するもの							
イ対象建築材料・設備機材等	申請品の種類等の追加	イ－（イ）	種類、商品、ｼﾘｰｽﾞ、品番、形式、仕様等を追加	①②(3)～(7)	◇＊1	委員会	随時評価料の 30%　＊7
	申請品の種類等の内容変更	イ－（ロ）－１	主要部の材質･形状の部分的変更	①②(3)～(7)	△＊2		
		イ－（ロ）－２（Ｂ－１）	主要部以外の部分的な変更　＊3	①②(3)～(7)	△＊2		随時評価料の 20%
		イ－（ロ）－２（Ｂ－２）	主要部変更無し、耐久性に影響ない部分的変更　＊３	①②(3)～(7)	△＊2		22,000 円
	申請品の種類等の取消し	イ－（ハ）	種類、商品、ｼﾘｰｽﾞ、品番、形式、仕様等の取消し	①(2)		事務局	
	申請品の種類等の名称変更	イ－（ニ）	種類、商品、ｼﾘｰｽﾞ、品番、形式、仕様等の名称のみ変更	①(2)			
ロ申請者	申請者の名称及び組織形態の変更	ロ－（イ）－１	吸収合併等による変更　＊４	①(4)～(6)⑦		委員会	
		ロ－（イ）－２	分離独立等による変更　＊４	①(4)～(6)⑦			
		ロ－（イ）－３	事業譲渡等による変更　＊４	①(4)～(6)⑦			
	申請者の所在地変更	ロ－（ロ）－１	申請者のみの移転	①⑥		事務局	
		ロ－（ロ）－２	製造所を伴う移転[ハ－(ロ)－１及びハ－(ロ)－２]	申請者の変更以外は、ハの項目欄で審査する。			
		ロ－（ロ）－３	販売･ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽを伴う移転[ニ－(ニ)及びヘ]	申請者の変更以外は、ニの項目欄で審査する。			
	申請者の名称変更	ロ－（ハ）	名称のみの変更	①⑥		事務局	22,000 円
	申請者の所在地名変更	ロ－（ニ）	住居表示の変更に伴うもの	①⑥			11,000 円
ハ製造所	製造所の追加	ハ－（イ）	自社及び協力工場の追加	①③(5)⑥⑦		委員会	随時評価料の 30%　＊7
	製造所の移転に伴う変更[品質管理･製造管理･検査体制、生産設備､所在地の変更]	ハ－（ロ）－１	遠方への移転で管理体制･設備等の変更を伴うもの 別表-３-２の１　＊５	①(2)③(5)(6)⑦	△＊2		随時評価料の 20%
		ハ－（ロ）－２	近傍への移転で管理体制･設備等の変更はほとんど無し 別表-３-２の２　＊５	①(2)③⑦			22,000 円
	製造所のＩＳＯ取消し	ハ－（ハ）	認証の取消し	①③			随時評価料の 20%
	製造所の規模及び設備の変更（申請品の製造及び管理体制に変更がある場合）	ハ－（ニ）－１	分離･縮小等により申請品の品質性能に影響を及ぼす変更　＊６	①(2)③(6)(7)	△＊2		
		ハ－（ニ）－２	吸収合併等により申請品の品質性能に影響を及ぼす変更　＊６	①(2)③(6)(7)	△＊2		22,000 円
	製造所の規模及び設備の軽微な変更（申請品の製造及び管理体制の軽微な変更の場合）	ハ－（ホ）－１	品質性能に影響を及ぼさない規模、設備等の変更に伴う管理形態の変更　＊６	①③(6)(7)			
		ハ－（ホ）－２	事業譲渡等による、協力工場の社名及び製造所名の変更　＊６	①③(6)(7)			
	製造所の取消し	ハ－（ヘ）	自社及び協力工場の取消し	①(3)		事務局	

※消費税込み

変更申請に係る内容等				提出資料等		審査	変更評価料及び手数料
項目	変更内容	区　分	変更内容説明等	資料項目	試験		
ハ 製造所	製造所の名称変更	ハ－（ト）	名称のみ変更	①(3)(6)		事務局	22,000 円
	製造所の所在地名変更	ハ－（チ）	住居表示の変更に伴うもの	①(6)			11,000 円
	製造所の ISO 取得	ハ－（リ）	認証の取得	① 認証(写)			22,000 円
ニ 販売・アフター―サービス	販売･ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽの地区追加	ニ－（イ）	地区の追加	①④⑤		委員会	
	販売･ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽの地区変更	ニ－（ロ）	地区または所管都道府県の変更	①④⑤			
	販売･ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽの地区取消し	ニ－（ハ）	地区の取消し	①④⑤		事務局	
	販売･ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽの体制変更	ニ－（ニ）	販売者を他社に変更	①④⑤		委員会	
ホ その他	その他 その他上記以外で変更申請を要するもの及びその他これらに類するもの。	ホ－（イ）	随時評価料の 30%相当に該当	変更に必要な提出資料、試験の有無、委員会審査の要否、事務局確認の要否等は、上記に準じて事務局と協議のうえ、その都度定める。			随時評価料の 30%
		ホ－（ロ）	随時評価料の 20%相当に該当				随時評価料の 20%
		ホ－（ハ）	22,000 円相当に該当				22,000 円
		ホ－（ニ）	11,000 円相当に該当				11,000 円
		ホ－（ホ）	変更評価料無し				－
２）評価書（変更）の交付を要しないが、評価名簿の記載事項に変更を要するもの							
ヘ 販売会社の問合せ先等	販売会社の代理店変更	ヘ－（イ）	代理店の変更	①(4)(5)		事務局	11,000 円
	販売会社の名称変更	ヘ－（ロ）－１	販売会社及び代理店の名称のみの変更	①(4)(5)			
	販売会社の同一社内での変更	ヘ－（ロ）－２	同一社内での本社・支店・営業所等相互の変更	① 名簿の写			－
	販売会社の問合わせ先変更	ヘ－（ハ）	電話番号の変更	① 名簿の写			
３）評価書（変更）の交付及び評価名簿の記載事項に変更を生じないもの							
ト 申請者等	申請者の代表者の変更	ト－（イ）	代表者の変更	⑧ 公表資料		事務局	－
	統括責任者、申請担当者の変更	ト－（ロ）	統括責任者及び主・副担当の変更または同連絡先の変更	⑧			
チ 軽微な変更事項	軽微な変更	チ－（イ）	評価基準に影響を及ぼさない軽微な変更事項 [申請品の品質性能、販売・ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽ等に係る確認を要する変更]	①(2)～(7)			
備考	＊1：試験成績書の要否は、変更内容により判断する。(要は、現申請品の品質性能より、高レベルな審査または品質性能が劣ると判断されるもの等) ＊2：試験成績書の要否は、変更内容により判断する。(要は、変更前の申請品より性能等が劣る、または管理形態の変更により申請品の品質性能が評価基準に適合しているかの確認を要すると判断されるもの等) ＊3：(B-1)は、申請品の主要部に変更がないが、耐久性の確認等を要する変更とする。 (B-2)は、申請品の主要部に変更がなく、かつ、耐久性に影響を及ぼさない部分的な変更とする。 ＊4：ﾛ-(ｲ)-1､2 および 3 は、申請者の吸収合併等、分離独立等、事業譲渡等の変更に対して、従前の申請者としての要件の継続性を有するものと判断されるもの。 ＊5：ﾊ-(ﾛ)-1 は、遠方への工場移転等で、社内規定に精通した適正な管理者等の基で品質・製造管理および検査体制が実施され、かつ、従前からの継続性を有しているものとし、また、ﾊ-(ﾛ)-2 は、近傍への移転であり従前の体制での継続性を有すると判断されるもの。						

※消費税込み

備 考（続き）	＊6：ハ-(ニ)- 1､2 は、製造所の縮小、社内規定の大幅な変更等を伴う場合で、申請品の品質性能に影響を及ぼす変更が生じているが、申請品の品質性能は従前どおり確保されているものとし、また、ハ-(ホ)-1､-2 は、上記の変更は無く、従前の体制の継続性を有していると判断されるもの。 ＊7：申請数に関わる加算は、以下のとおりとする。ただし、変更する数量に関わるものを対象とする。 1) 変更評価料のうち ハ-(イ)製造所（製造工場）の追加については、上表の額は 10 工場までとし、10 工場を超えるときは追加 5 工場ごとに 1 万 1 千円を加算する。 2) 変更評価料のうち イ-(イ)種類等の追加については、下記による。 ａ．セラミックタイルおよび床点検口は、上表の額は製品数 15 までとし、15 を超えるときは追加 5 以内ごと 5 千 5 百円を加算する。 ｂ．可動間仕切および移動間仕切は、上記ａ．の製品数 15 を 5 に読み替えて加算する。 ｃ．グレーチングのうち、鋼製グレーチングで上表の額は耐荷重別による製品数 30 までとし、30 を超えるときは 25 以内ごとに 5 千 5 百円を加算する。 ステンレス製グレーチングで上表の額はピッチ別による製品数 80 までとし、80 を超えるときは 25 以内ごとに 5 千 5 百円を加算する。

表－６変更評価の項目等一覧の補足説明

（ａ）提出資料項目欄の○および（　）内の数字は、下記の提出資料項目を示します。
また、○内数字で示す項目は必ず提出する資料項目とし、（　）内数字で示す項目は変更内容により提出の要・不要がある資料項目です。

①または（１）変更評価依頼書、変更内容一覧表
②または（２）製品リストおよび品質性能に関する資料
③または（３）品質管理・製造管理に関する資料
④または（４）納入体制に関する資料
⑤または（５）アフターサービスに関する資料
⑥または（６）決算報告書または登記事項証明書
⑦または（７）工業会等への加入状況、カタログその他
⑧　　代表者・評価申請担当者　変更届

（ｂ）試験欄の◇印および△印は、変更の内容により試験成績書の提出の要・不要がある資料項目です。

（ｃ）審査欄の「事務局」は事務局の審査、または確認とし、「委員会」は評価委員会の審査を要する項目です。

別表－３　評価申請における継続性の審査について

別表－３－１　要領第８条第２項第一号「品質・性能等の評価に関する事項」

項　目	確認事項
1－1　申請品	名称及び仕様に変更がある場合、その変更が適切であることを確認
1－2　品質・性能等	原材料・構成部品・組立及び性能等が、評価基準に適合していることを確認

別表－３－２　要領第８条第２項第二号「品質管理・製造管理体制の評価に関する事項」

項　目	細　目	確認事項	
		１．製造所が移転した場合等	２．製造所の位置、生産設備及び主たる管理者等に変更が無い場合等
2－1　製造所の製造設備状況		製造所の生産設備の設置状況等を確認	従前の生産設備との変更等の有無を確認
2－2　品質管理、製造管理等の社内規定	①品質管理 ②製造管理 ③検査	社内規定が申請者の規定として整備されているか確認 また評価基準に適合しているかを確認	
2－3　「2－2」の製造作業における現状確認	a.管 理 者　①品質管理 ②製造管理 ③検査	適正な管理者が配置されているかを確認	
	b.実施状況　①品質管理 ②製造管理 ③検査	製造所での品質管理、製造管理等が適切に実施されているかを確認	
2－4　製品の性能		試験成績書は原則として製造所で製造された試験体で実施したものを確認	試験成績書は原則として製造所で製造された試験体で実施したものを確認　＊１
2－5　「2－3　b.実施状況」等を確認に要する期間		ｂ．等を確認するに要する期間	原則として、無し

別表－３－３　要領第８条第２項第三号「納入体制の評価に関する事項」

項　目	確認事項
3－1 申請品の主要販売組織	販売地区とその支店・営業所及び代行商社等の体制を確認
3－2 申請品の納入実績等	製造所の申請品で、建設工事における納入実績を確認　＊２
3－3 申請品の取扱いその他	出荷・運送・現場保管での申請品に対する注意事項を確認

別表－３－４　要領第８条第２項第四号「アフターサービスの体制の評価に関する事項」

項　目	確認事項
4－1　アフターサービスの組織	アフターサービスの地区と納入地区がリンクしていること、またその体制が整備されていることを確認
4－2　クレームが生じた場合の対応	クレーム対応に適切な体制が整備されていることを確認
4－3　維持管理上の注意事項	維持管理の内容が適切であることを確認

＊１：別表－3－2 の 2－1～2－4 の各確認事項が軽微な変更と認められる場合は、会社名（製造所名）の変更届を確認することにより、旧試験成績書に継続性が有るものとみなす。

＊２：別表－3－1 および別表－3－2 の確認項目に継続性が認められる場合は、申請までの実績で可とする。また、軽微な変更と認められる場合は、従前の納入実績も可とする。

◇　「他の申請者から譲渡を受けた製造所がある場合」の審査についても上表によるものとする。

７．建築材料・設備機材等品質性能評価関係規定

（１）建築材料･設備機材等品質性能評価実施要領

（２）建築材料･設備機材等品質性能評価実施細則

（３）「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則
第２条の３第１項第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件

（４）「「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則
第２条の３第１項第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件」第５雑則（２）において、別に定めるとしている『重複申請』の取扱いについて

（１）建築材料･設備機材等品質性能評価実施要領

（総則）

第１条　この要領は、一般社団法人公共建築協会（以下「協会」という。）が行う建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）の評価の実施に適用する。

（評価の対象）

第２条　評価の対象とする材料等は、次の各号に定めるものとする。

一　「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に品質性能等が十分に規定されている材料等のうち、協会が別に指定するもの。ただし、次に掲げる材料等を除く。

ア、産業標準化法第３０条に基づく適合の表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

イ、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第１４条に基づく格付の表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

二　営繕工事において使用する材料等のうち、標準仕様書において、品質性能等が規定されていない材料等又は十分に規定できない材料等のうち、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するもので、重要と認め、協会が指定するもの。

（ア）機能上重要なもの

（イ）意匠に密接に関わるもの

（ウ）製造業者間の品質性能の差異が大きいもの

（エ）その他必要と認められるもの

三　保守管理の必要性の高いもののうち、重要と認め、協会が指定するもの。

四　国土交通省が実施した建築に係る「建設技術評価」に関するもので、協会が指定するもの。

（評価委員会）

第３条　協会に、評価に係る事項を審議するために、建築材料・設備機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

２　評価委員会は、次の各号に定める事項の審議を行う。

一　受付審査に関する事項

二　評価基準に関する事項

三　評価判定に関する事項

四　評価書の作成に関する事項

五　その他評価の実施に関し必要な事項

３　評価委員会に、評価に係る専門的な事項を審議させるために、専門部会を置くことができる。

４　委員会規程については、協会会長が別に定める。

（申請者）

第４条　評価を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　材料等の製造者。

二　材料等の販売者で、材料等の製造者を指定し申請する者。ただし、第２条第一号及び二号の規定によるものを申請しようとする者は、原則として、販売実績を１年以上有するものとし、第２条第三号の規定によるものを申請しようとする者は、原則として、当該材料等の申請者としての統括的な管理の実績を３年以上有するものとする。

三　官庁営繕工事の受注者であって、当該材料等を当該請け負った工事に使用することを計画している者。

（評価の実施及び申込み）

第５条　協会は、材料等を新たに指定して募集し評価を行うもの（以下「新規評価」という。）とし、協会が必要と認めるときは、募集済みの材料等について、随時募集し評価（以下「随時評価」という。）を行うことができるものとする。

２　申請者は、次の各号に掲げる資料（様式は協会が別に定める。）及び評価の所要経費を添えて申し込むものとする。

一　評価依頼書

二　品質・性能等に関する資料

三　品質管理・製造管理に関する資料

四　その他評価委員会が、評価を実施するに必要と認め、材料ごとに別に定める事項を記載した書類

３　評価の所要経費は、新規評価料又は随時評価料とし、その内訳を申込料及び審査・登録料とする、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

（受付審査）

第６条　協会は、申請者から評価の申込みを受けたときは、評価に先立ち受付審査を行うものとする。

２　受付審査は、原則として次の各号に掲げる内容について行うものとする。

一　申請者が、第４条の各号のいずれかに該当するものであること。

二　材料等が、第２条の各号のいずれかに該当するものであること。

三　材料等は、建設工事における３年以上の使用実績があること。

四　材料等の品質等を評価するための資料が、全て提出されているものであること。

五　申請者が、第１９条及び第１９条の２の規定に基づく報告又は必要な処置を講じている者であること。

六　評価の申込み、提出資料その他評価を実施するうえで必要な手続きが、第２２条の規定を満足するものであること。

（評価の承諾）

第７条　協会は、受付審査の結果、評価対象として適当と認められたときには、別に定める評価依頼承諾書を作成し、申請者に送付するものとする。

（評価基準）

第８条　評価基準は、評価委員会がこれを定めるものとする。

２　評価基準には、原則として、次の各号の内容を含むものとする。
なお、評価基準の細目については別に定めるところによる。

一　品質・性能等の評価に関する事項

二　品質管理・製造管理体制の評価に関する事項

三　納入体制の評価に関する事項

四　アフターサービスの体制の評価に関する事項

３　評価基準の作成にあたっては、次の各号の内容に留意するものとする。

一　品質管理・製造管理の評価においては、当該材料等が、当該生産国において、国又は国に準ずる機関によって定められた規格に基づき認証等がなされている場合若しくは当該製造所が ISO 9001 に基づき登録されている場合については、適正な品質管理が行われていると評価して差支えないものであること。

二　材料等の品質等の証明に必要な試験の実施機関は、産業標準化法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 185 号）第 57 条及び第 65 条の規定に基づき登録を受けた「登録試験事業者」又は同第 66 条及び第 67 条の規定に基づき登録を受けた「登録外国試験事業者」若しくは評価委員会が認める者であること。

（資料の追加等）

第９条　評価委員会は、提出書類の内容が不明確なとき、内容に疑義があるとき、その他必要と認めたときは、申請者に新たな資料の提出を求め、又は説明を求めることができる。また、製造所等を実地検査しなければ評価ができない場合は、申請者と協議する。

２　申請者は、前項に関して試験が必要と認められるときは、当該試験を前条第３項第２号に定める試験の実施機関において行うものとする。

３　本条の規定に基づき必要となる追加経費は、申請者が負担するものとする。

（評価の方法）

第１０条　評価委員会は、第５条に規定する資料及び前条に規定する追加資料等をもとに、第８条の規定により定められた評価基準に基づき、当該材料等の品質・性能等の評価を行う。

（評価期間）

第１１条　評価は、必要な手続きが完了した後、原則として３箇月以内に行うものとする。

２　前項の規定により難いときは、理由を付して申請者に通知しなければならない。

（評価の中止）

第１２条　協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、評価を中止するものとする。

一　申請者が評価の審査途中において申請を取り下げたとき。

二　評価委員会において、当該材料等が評価基準を満たしていないと認められたとき。

２　協会は、前項の規定により評価を中止したときは、中止の時点までの評価に要した経費を精算するものとする。

（評価書の交付）

第１３条　協会は、評価を了したときは、遅滞なく別に定める建築材料・設備機材等品質性能評価書（以下「評価書」という。）を作成し、申請者に交付するものとする。

（評価書名簿の作成）

第１３条の２　協会は、年度当初に建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿（以下「評価名簿」という。）を作成する。

（評価の報告）

第１４条　協会は、評価を了したときは、遅滞なくその結果を国土交通省に報告するものとする。

（評価書の有効期間）

第１５条　新規評価の有効期間は、評価書の交付の日から３年を経過する日までとする。

２　随時評価の有効期間は、評価書の交付の日から当該材料等の新規評価又は更新評価において定めた日までとする。

３　評価書の記載内容に変更を生じた場合の評価は、評価書の交付の日から変更前の評価書に記載された日までとする。

４　請け負った官庁営繕工事に使用する材料等については、評価書の交付の日から当該請け負った工事が完了するまでとする。

（有効期間の特例）

第１６条　前条第１項、第２項及び第３項以外の特別な事由による変更が生じたときは、当該事由及び変更有効期間について評価委員会の承認を得るものとする。

２　前条第４項において、次の各号のいずれかに該当するときは、申請により有効期間を変更することができる。

一　前条第４項において、当該請け負った工事の完了の日が変更となったとき。

二　前条第４項において、申請者が予算決算及び会計令（昭和２２年４月３０日勅令第１６５号）第１０２条の４第４号イに該当する工事を請け負ったとき。

３　有効期間の変更を希望する者は、別に定める変更評価依頼書に必要事項を記入して申し込むものとする。

４　有効期間の変更は、新たに評価書を申請者に交付することにより行う。

（評価書の更新）

第１７条　第１５条第１項及び第２項において、評価書の更新（以下「更新評価」という。）を希望する者は、有効期限の５箇月以前に、別に定める更新評価依頼書に必要な資料及び更新評価の必要経費を添えて申し込むものとする。

２　前項の資料は、第５条第２項に規定する資料とする。

３　評価委員会は、提出された資料に基づき、更新の内容について評価を行う。

４　評価の更新申請は、原則として変更評価申請を伴わないものとする。ただし、第８条各項による評価基準等を改定した場合及び更新申請直前並びに更新評価期間中に生じた変更については、この限りではない。

５　評価書の更新を認められた材料等については、新たに評価書を申請者に交付するものとし、有効期間は第１５条第１項に規定するところによる。

６　更新に必要な経費は、更新評価料とし、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

（評価書等の内容の変更）

第１８条　評価書の交付を受けた者は、評価書、評価名簿又は第５条第２項、第９条第１項若しくは第１７条第１項に定める資料の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく別に定める変更評価依頼書に必要な資料及び変更評価の必要経費を添えて申し込むものとする。

２　評価委員会は、提出された資料に基づき、変更の内容について審議を行う。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

３　第１項に規定する変更評価に必要な資料及び変更に必要な経費並びに前項ただし書きに規定する軽微な変更については、別に定めるものとする。

４　変更の内容について評価及び確認を了したときは、評価書を申請者に交付するものとする。ただし、評価名簿のみの変更については、この限りでない。

５　記載内容の変更に必要な経費は、変更評価料とし、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

（評価書の再発行）

第１８条の２　汚損及び紛失による評価書の再発行を希望する者は、別に定める再発行依頼書に必要な資料及び再発行料を添えて申し込むものとする。

（事故等の報告義務）

第１９条　申請者は、評価を了した材料等を使用することにより、事故若しくは重大な不具合（以下「事故等」という。）が発生したとき、事故等の発生が予測される事態が生じたとき、又は材料等に不良・欠陥（以下「欠陥等」という。）のあることが判明したときは、直ちに協会に報告するものとする。

なお、事故等の細目は、別に定めるところによる。

（評価書の取消し・一時停止等）

第１９条の２　協会は、次の各号のいずれかに該当したときは、評価委員会の承認を得て、当該材料等の評価書の一部又は全部を取り消すことができ、その旨を公表するものとする。

一　申請者が偽りその他不正の手段により評価を受けたことが判明したとき。

二　第１９条による報告が故意になされなかったと認められるとき。

三　事故等が材料等の欠陥等に起因することが判明したとき。

四　材料等の著しい欠陥等が判明したとき。

五　申請者が過去に評価を受けた材料等が、前各号のいずれかに該当することが判明したとき。

六　その他上記に類する場合。

２　協会は、当該材料等の申請者が当該材料等以外の評価を受けており、前項の規定により評価書を取り消した場合、評価委員会の承認を得て、当該材料等以外の材料等に対する評価書の効力の一時停止、取消しその他の措置を講ずることができる。

３　評価書の交付を受けた者は、前２項の規定により評価書の一部又は全部を取り消された場合、協会が評価委員会の承認を得て指定する期間、新たに当該材料等の評価を受けることができない。

４　協会は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該材料等の評価書の効力の一部又は全部を一時停止することができ、その旨を公表するものとする。

一　第１９条による報告が直ちになされなかったと認められるとき。

二　材料等の欠陥等に起因するかどうかにかかわらず、損害の拡大を防止するために緊急の必要があるとき。

三　事故等が材料等の欠陥等に起因する疑いがあるとき。

四　材料等の著しい欠陥等の疑いがあるとき。

五　申請者が過去に評価を受けた材料等が、前各号のいずれかに該当することが判明したとき。

六　評価の前提となる申請者から提出された資料に事実と異なる記載等があり、評価書の有効性を著しく損なうおそれがあると認めるとき。

七　第９条第１項に定める追加資料等の提出及び第１８条第１項に定める変更評価依頼が、合理的理由なく遅延または著しく遅延したとき。

八　その他上記に類する場合。

５　前項の評価書の効力の一時停止については、評価委員会の承認を得てこれを解除し、評価書を有効にすることができる。

６　協会は、事故等の原因を調査するため、申請者に資料の提出又は説明を求め、材料等の製造所等を実地検査することができるものとし、また、試験が必要と認められるときは、当該試験を第８条第３項第２号の実施機関において行わせることができるものとする。

なお、申請者は協会が行う調査に協力するものとする。

７　協会は、申請者が事業の継続性が著しく困難になったと認められるときは、評価書を取り消すものとする。

８　協会は、前各項の処置を講じたときは、遅滞なく当該処置の内容を国土交通省に報告するものとする。

９　本条の規定に基づき必要となる経費は、申請者が負担するものとする。また、本条の規定が適用されている間は、申請の取り下げを認めない。

（損害に対する責任）

第２０条　協会は、評価材料等の使用により生じた損害に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

（評価材料等の公表）

第２１条　協会は、評価を了した材料等について、その評価の内容のうち必要な事項を公表することができる。

（使用言語）

第２２条　評価において使用する言語は、日本語とする。

２　外国の試験実施機関による試験報告書等、日本語により難いものについては、前項の規定にかかわらず、日本語訳を添付することにより、これに代えることができる。

（秘密保持義務）

第２３条　協会の役員若しくは職員又は評価委員会若しくは評価に携わった者は、評価に関して知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために使用してはならない。

（要領の改正）

第２４条　協会会長は、必要に応じてこの要領を改正することができる。

２　協会は、改正した要領を公表するものとする。

（その他）

第２５条　この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は協会会長が定める。

附　則

この要領は、令和７年７月１日から適用する。ただし、従前の要領により評価がなされた機材等においては、評価時の要領を適用するものとする。

改正履歴

平成　６年　３月１４日
平成　７年　６月２６日
平成　８年　２月２１日
平成　９年　７月２９日
平成１０年　７月２９日
平成１４年　８月　８日
平成１５年　７月　１日
平成１８年　４月　１日
平成１９年　８月　１日
平成２０年　７月２９日
平成２３年　３月２４日
平成２４年　４月　１日
平成２６年　４月　１日
平成２８年　５月　１日
平成３０年１１月　１日
令和　１年　８月　１日
令和　２年　５月　１日
令和　７年　７月　１日

（２）建築材料･設備機材等品質性能評価実施細則

建築材料･設備機材等品質性能評価実施要領（以下、要領という）第２５条の規定により、この建築材料･設備機材等品質性能評価実施細則（以下、細則という）を定める。

（評価基準）

第１条　要領第８条第２項一号から四号に定める評価基準の細目は次による。

一　材料・機材等が所要の品質・性能を確保していること。

二　材料・機材等の品質・性能に関する試験データが整備されていること。

三　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

四　経営状態が良好であること。

五　法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。

六　製造又は施工の実績があり、その信頼性が十分にあること。

七　販売、保守等の営業体制が十分に整えられていること。

（事故若しくは重大な不具合）

第２条　要領第１９条に定める「事故」とは、工事中又は使用に際して発生した材料等に起因する事故のうち、次に定めるものをいう。

なお、事故が材料等に起因するかどうかにかかわらず、材料等と密接に関連するものは材料等に起因する事故とみなすものとする。

一　休業４日以上の死傷事故、又は治療に要する期間が３０日以上の負傷・疾病

二　火災、一酸化炭素中毒事故、後遺障害事故

三　第三者の財産に大きな損害を及ぼす事故

四　その他上記に類する事故

２　要領第１９条に定める「重大な不具合」とは、工事中又は使用に際して発生した材等に起因する重大な不具合のうち、次に定めるものをいう。

なお、重大な不具合が材料等の欠陥等に起因するかどうかにかかわらず、材料等と密接に関連するものは材料等に起因する重大な不具合とみなすものとする。

一　材料等が所定の機能・性能を発揮できない場合

二　材料等が第三者の財産に損害を及ぼす場合

三　第三者の衛生、健康及び周辺環境に支障を及ぼす場合

四　その他上記に類する不具合

（再評価までの期間）

第３条　要領第１９条の２第３項に規定する期間は、評価書を取り消した日から起算して１年以上３年以内とする。

附　則

この細則は、平成２３年３月２４日から適用する。

改正履歴

平成１９年　８月　１日

平成２３年　３月２４日

（３）「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則第２条の３第１項第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件

標記について、申請者が審査途中に申請を取り下げた場合及び建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領第１２条第１項第二号に規定する評価委員会が評価基準を満たしていないと認めて審査を終了した場合の必要経費の精算方法を、次のとおり定める

第１　用語

ア　「要領」とは、建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領をいう。

注)「建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領」は、「建築材料及び設備機材評価申込案内」中では「実施要領」としている。

イ　「事務細則」とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則をいう。

ウ　「新規及び随時評価」とは、要領第５条に定める新規評価及び随時評価をいう。

エ　「更新評価」とは、要領第１７条に定める更新評価をいう。

オ　「変更評価」とは、要領第１８条に定める変更評価をいう。

カ　「受付審査」とは、要領第６条に定める協会が行う審査をいう。

キ　「評価委員会」とは、要領第３条に定める建築材料・設備機材等評価委員会をいう。

ク　「専門部会」とは、要領第３条第３項に定める専門部会をいう。

ケ　「幹事会」とは、要領第３条第４項に基づき会長が定める建築材料・設備機材等評価委員会設置規程に定める幹事会をいう。

コ　「事務局審査」とは、受付審査終了後、幹事会に付議するために協会が行う審査をいう。

第２　申請者が審査途中に申請を取り下げた場合（要領第１２条第１項第一号、事務細則第２条の３第１項第一号前段）

（１）新規及び随時評価

新規及び随時評価にあっては、次の各号により算定した額に消費税等を加えた額（以下本取扱いにおいて同じ。）とする。

一　受付審査において、要領第５条に定める評価の申し込みから同第７条に定める評価依頼の承諾までの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、事務細則別表―１「新規評価料及び随時評価料」（申込料、審査料及び登録料内訳）及び同［参考資料］「品目別随時評価料」に定める申込料（以下「随時評価申込料」という。）に当該各表に定める審査料（以下「随時評価審査料」という。）の１０分の５を乗じた額を加えた額とする。

注）事務細則別表―１「新規評価料及び随時評価料」は「建築材料及び設備機材評価申込案内」中の表―１「新規及び随時評価料」に、及び［参考資料］「品目別随時評価料」は同案内中の表―２［建築材料等　新規及び随時評価料］から表―４［機械設備機材等　新規及び随時評価料］に符合する。

二　協会が行う事務局審査において、評価依頼の承諾のときから幹事会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価申込料に随時評価審査料の１０分の７を乗じた額を加えた額とする。

三　幹事会審査において、幹事会への付議のときから専門部会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価申込料に随時評価審査料の１０分の８を乗じた額を加えた額とする。

四　専門部会審査において、専門部会への付議のときから評価委員会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価申込料に随時評価審査料の１０分の９を乗じた額を加えた額とする。評価委員会審査において、評価委員会への付議のときから審査を終了するまでの間に申請者が申請を取り下げた場合も同様とする。

（２）更新評価

更新評価にあっては、前各号に定める「随時評価申込料」は「更新評価申込料」に、「随時評価審査料」は「更新評価審査料」に読み替えるものとし、読み替え後の更新評価申込料又は更新評価審査料に１０分の７を乗じた額とする。

（3）変更評価

一　事務細則別表―4「変更評価の項目等一覧」の「変更評価料及び手数料」の欄中、「随時評価料の３０％」にかかる項目については、次により算定する。

ア　協会が行う事務局審査において、評価依頼の承諾のときから幹事会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価審査料の３０％に１０分の７を乗じた額とする。

イ　幹事会審査において、幹事会への付議のときから専門部会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価審査料の３０％に１０分の８を乗じた額とする。

ウ　専門部会審査において、専門部会への付議のときから評価委員会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価審査料の３０％に１０分の９を乗じた額とする。評価委員会審査において、評価委員会への付議のときから審査を終了するまでの間に申請者が申請を取り下げた場合も同様とする。

二　前号に定める欄中、「随時評価料の２０％」にかかる項目については、前各号を準用して算定するものとし、「随時評価審査料の３０％」を「随時評価審査料の２０％」に読み替えるものとする。

ただし、同欄中、定額を定めたもの又は「－」が掲記されたものにかかる項目については、必要経費精算の対象外とする。

注）事務細則別表―4「変更評価の項目等一覧」は、「建築材料及び設備機材評価申込案内」中の表―6「変更評価の項目等一覧」に符合する。

第３　評価委員会において評価基準を満たしていないと認められた場合（要領第１２条第１項第二号、事務細則第２条の３第１項第一号後段）

（1）新規及び随時評価

評価委員会において、当該材料等が評価基準を満たしていないと認められたときは、随時評価申込料に随時評価審査料を加えた額とする。

（2）更新評価

前（1）に定める「随時評価申込料」は「更新評価申込料」に、「随時評価審査料」は「更新評価審査料」に読み替えるものとし、読み替え後の更新評価申込料又は更新評価審査料に１０分の７を乗じた額とする。

（3）変更評価

事務細則別表―4の「変更評価料及び手数料」の欄中、「随時評価料の３０％」にかかる項目については、随時評価審査料の３０％を乗じた額、又は「随時評価料の２０％」にかかる項目については、随時評価審査料の２０％を乗じた額とする。ただし、同欄中、定額を定めたもの又は「－」が掲記されたものにかかる項目については、必要経費精算の対象外とする。

第４　審査の打ち切り

申請者が反社会的勢力との関係にあることが明らかになった場合等審査の続行ができないとして、審査の打ち切りを協会が決定したときの必要経費の精算は、第２を準用し額の算定を行うものとする。

第５　雑　則

（1）本取扱いにかかる必要経費の請求は、要領第５条第２項、同第１７条第１項及び第１８条第１項の定めにかかわらず、評価終了後の各評価料（申込料、審査料及び登録料）の請求の例によるものとし、協会が指定する銀行口座等への振り込みによるものとする。

（2）申請製造工場数による加算、重複申請等本取扱いにより難い場合又は本取扱いに定めるもの以外に必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

附則

この取り扱いは、令和　２年　９月　１日から適用する。

改正履歴

令和　２年　９月　１日制定

（４）「「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則第２条の３第１項第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件」第５雑則（２）において、別に定めるとしている『重複申請』の取扱いについて

「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則　第２条の３ 第１項第１号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件（以下「精算規定」という。）第５ 雑則（２）に規定する重複申請の取扱いについては、下記とする。

申請者から提出された変更申請内容が実施事務処理細則 別表―４ 「変更評価料及び手数料」の欄中、複数の「随時評価料の%」にかかる場合は、「随時評価料の%」が最も高い項目の一を必要経費精算対象とし、他の項目は対象外とする。

令和３年７月３０日

一般社団法人 公共建築協会 案内図

URL　https://www.pbaweb.jp

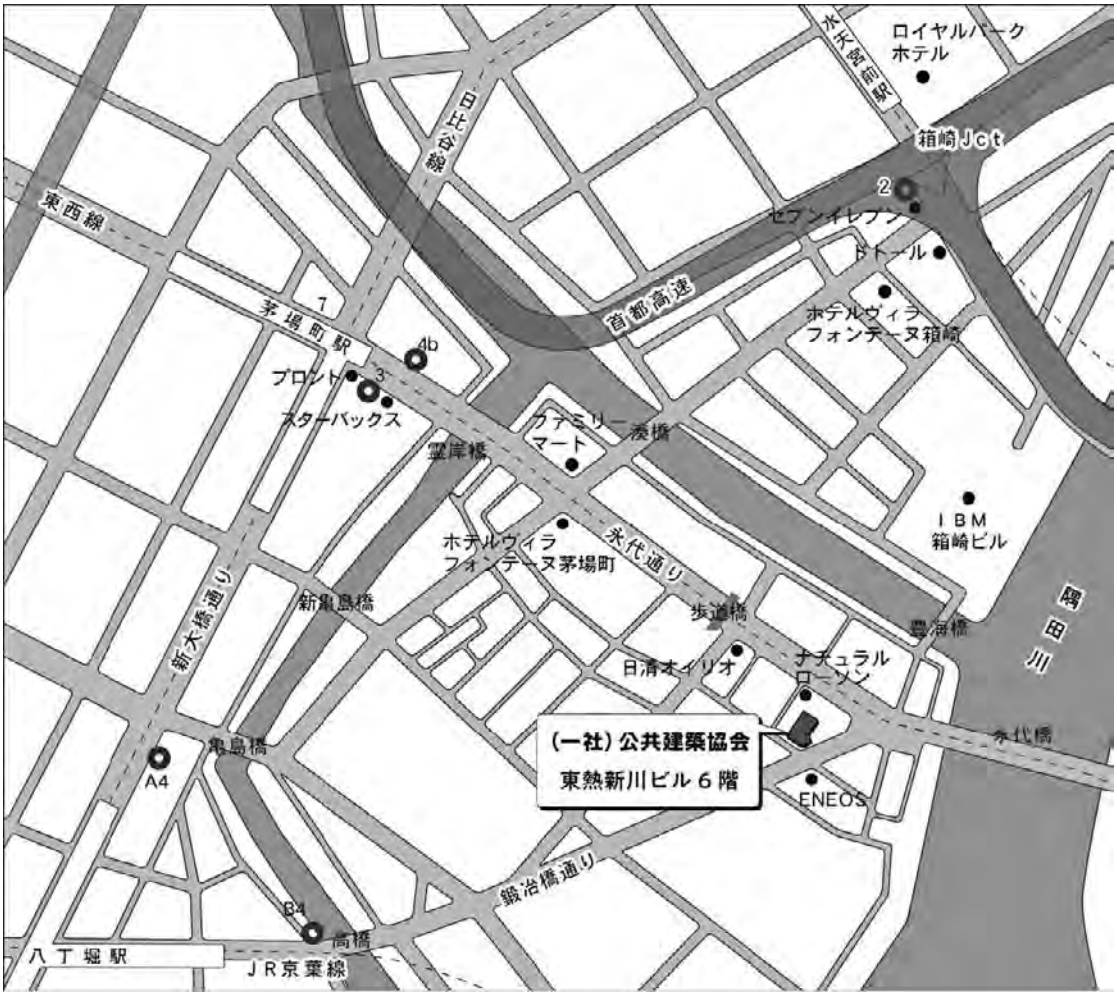

・地下鉄日比谷線・東西線 茅場町駅 ３番出口より徒歩８分
・地下鉄日比谷線・ＪＲ京葉線 八丁堀駅 Ａ４またはＢ４出口より徒歩８分
・地下鉄半蔵門線 水天宮前駅 ２番出口より徒歩１２分

2025.07　改定